

一般社団法人横浜市工業会連合会 すぐれたアイデア提案者表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域工業会加盟企業の職場において、技術開発、生産性の向上、販売促進及び経費節減等に「すぐれたアイデア」を提案した者を表彰することにより、企業内の勤労意欲の高揚を図り、もって企業の発展に寄与することを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 会員企業が推薦したもので、従業員の提案したアイデア及び改善事例で、企業において採択実施した結果、相当な効果又は実績の上がっているものを対象とする。

（表彰候補者の推薦）

第3条 表彰候補者の推薦は、別に定める「すぐれたアイデア提案者推薦書」により行う。

（被表彰者の決定）

第4条 会員企業から推薦された表彰候補者の選考は、市工連事業・企画委員会正副委員長の審査により行うものとする。

2 被表彰者の決定は、前項による選考の結果をうけて、理事・会長に諮り決定するものとする。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、新年賀詞交歓会の当日行うことを原則とする。

2 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈呈して広く顕彰する。

（委任規定）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付則

1 この要綱は、平成4年10月15日に制定、施行する。

2 この要綱は、平成11年11月11日に改定、施行する。

3 この要綱は、平成16年9月21日に改定、施行する。

4 この要綱は、平成18年7月1日に改定、施行する。

5 この要綱は、平成27年6月25日に改定、施行する。

（工業会長会から理事・会長への変更）

6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。